

# 林業事業者(治山・土木)からの意見に対する対応策



近畿中国森林管理局では、平成25年度に石川、大阪(局)、鳥取、広島4ブロックにおいて、林業事業者(治山・土木)との意見交換を実施しました。各ブロックにおいて事業者の皆様方から、当局で実施している治山及び土木に係る事業実施等について、様々なご意見をいただきました。

いただいたご意見の中には、見直すべき点、反省すべき点など大変貴重なご意見がありました。この度、ご意見に対する当局の回答を下記のとおり取りまとめましたので、事業者の皆様方の今後の工事实施等の参考としていただくとともに、当局としても回答に即して円滑な事業実施を図れるよう努めて参ります。



## 発注関係

Q1 冬季工事にならないよう、早期発注をお願いしたい。

A1 発注時期については、標準工期が冬季に及ばないように発注計画を立て、早期発注に努めているところですが、工事实施前に行う公園協議等の各種手続に時間を要する工事などで遅くなってしまったものがありました。

今後の工事発注に当たっては、このようなことがないように、工事期間の制限がある工事等を除き、4月中の公告を目途とし遅くとも第1四半期までに公告することを基本とし、公園協議、砂防事業との調整及び民有林の土地使用に係る承諾書の取得等の手続を計画段階から開始し、公告前には終了するなど、事前に工事環境の整備を行い、早期発注に努めて参ります。

Q2 森林管理局の工事の工期は年度末となっているが、5月末工期への見直しの検討をお願いしたい。

A2 当局の発注する工事の予算は、4月から翌年3月まで1年間で管理すること(予算単年度主義)となっており、最初から年度をまたぐ発注はできない状況ですので、ご理解願います。

しかしながら、手続を行い年度を繰り越して実施する工事(翌債工事)や前年度に前金払いのない契約を行い翌年度早期に着手できる工事(ゼロ国債を活用した工事)については、これまでも取り組んでいるところであり、引き続き、積極的に取り組んで参ります。



 森林管理局における意見交換の様子  
(平成25年9月26日開催)



国民の森林・国有林

近畿中国森林管理局



Q3 森林管理局の工事は、公告から入札までの期間が長いため、その間に他機関の条件の良い工事の発注があれば、その工事に従事することとなり、不落・不調の原因となるため、その期間の短縮をお願いしたい。

A3 当局は、総合評価落札方式による一般競争入札を採用しており、公告から入札までの期間については、一般的な事務手続に要する期間（1～1.5ヶ月）を設定しているところであり、ご理解願います。

ご指摘のとおり、当局の工事は、他機関の道路工事等と比較し、条件の悪い奥地森林における森林土木工事ですが、引き続き皆様からのご意見を伺うなどしながら、一社でも多くの方に入札参加していただける工事となるよう改善に努めて参ります。

Q4 冬期間の作業が困難な場所においては、工期が短くなり施工条件が厳しくなることから結果として不落等となるため、早期発注をお願いするとともに、不落等の要因と考えられる仮設工等について、規格・寸法等の表示に工夫をお願いしたい。

A4 積雪により冬期間の作業が困難な工事箇所は、必要な工期が十分に確保できるよう引き続き、早期発注に努めて参ります。

また、直接工事費以外の仮設工等について事業者の方々が適正な積算をできるよう、また誤解を招かないよう、規格・寸法等を適切に表示することに努めて参ります。

なお、平成26年度から当局のHPに積算基準、積算単価等を公表するとともに、従来、未公表であった設計書（金額抜き）をダウンロードシステムで公表しているところですので、積算の参考としていただきたいと思います。

## 入札手続関係

Q5 技術者を事前に確保する観点から、森林管理局の工事の発注見通しに、国土交通省の発注見通しのような工事の規模（〇億円以上△億円未満）を明示できないか。

A5 発注見通しに係る工事規模の明示については、できるだけ詳細な方が望ましいと考えているところですが、発注見通しの様式が農林水産省統一様式であるため当局が独自に変更することは困難であり、これまでも本庁へ様式変更等を要望しているところです。頂いたご意見については、引き続き本庁に伝えて参ります。



🌳 森林管理局における参加者からの発言の様子  
(平成25年9月26日開催)



Q6 技術資料の作成が煩雑であるので、もう少し簡略化するよう検討できないか。また、局と署等に提出する書類で重複するものについては、森林管理局と森林管理署等の間で連携することで1部提出で可として欲しい。

A6 局で行う技術審査に必要な書類（様式4～9）と署等で行う資格審査に必要な書類（様式1～3）に重複するものではありませんが、ご意見を踏まえて見直しを行い、平成26年度から資格確認申請書と技術提案書の「配置予定の技術者の状況（様式3）」と「配置予定の技術者の施工実績等（様式7、9）」を統一し、作成書類の簡素化を図ることとしました。

Q7 低入札になると県は全て不採用になるが、林野は審査のうえ採用されることが多い。近畿中国森林管理局において、低入札となった場合の状況を教えて欲しい。

A7 当局では、一般競争入札に係る1千万円以上の工事については、施工体制確認型の総合評価落札方式を導入しており、低入札となった場合、当局においてヒアリングを行い、採否を判断しています。

なお、施工体制確認型の総合評価落札方式導入以降は、低入札となった事業者から、辞退又はヒアリング後に追加資料を提出しない旨の申し出が書面であるなど、結果的に入札無効となっている状況です。

Q8 技術者の証明についてコリンズがあるが、コリンズに登録していない治山工事の実績を証明する書類は、どの写しを付けて証明すべきか、教えて欲しい。また、資料が署には残っていないが、会社には残っている工事がある場合の取り扱いを教えて欲しい。

A8 技術者の証明については、コリンズ等を添付していただいているところです。

コリンズに登録していない治山工事の実績証明については、施工経験として記載した工事に係る契約書の写しと同種工事が確認できる書類の写し、監理技術者、主任技術者として従事したことが証明できる書類の写しを添付して提出していただくこととしております。

また、過去の工事実績のある森林管理署等に技術者名等が記載された工事台帳が備わっている場合は、その森林管理署等に技術者の証明書の交付申請をしていただき、森林管理署等が交付する証明書を添付していただいているところです。

森林管理署以外の地方公共団体等における工事実績についても、各地方公共団体等が森林管理署等と同様の取扱いをしています。

なお、署の工事台帳により技術者名等が確認できない場合は、施工経験があると申請書類に記載された工事に係る契約書の写しと、同種工事が確認出来る書類の写し、監理技術者、主任技術者として従事したことが証明できる書類の写しを添付して提出していただきますようお願いいたします。



## 工事関係

Q9 設計単価について、国有林は奥地が多いため生コン等の運搬費を上乗せして設計できないか、また、骨材等についても同じ状況にあるため、検討をお願いしたい。

A9 生コン等については、県単価を採用しているところですが、その単価が、実勢価格を大きく下回っている場合は、生コン会社等より見積を徴し単価を決定するなど適正な積算となるよう努めて参ります。

なお、平成26年度から当局のHPに積算基準、積算単価等を公表するとともに、従来、未公表であった設計書（金額抜き）をダウンロードシステムで公表しているところですので、今後、積算の参考としていただきますようお願いいたします。

Q10 索道について、設置できる業者があまりいない状況もあり、索道設置やそれに伴うバックホウの解体組立の仮設工については、価格面からも実施が困難となる状況にあり、積算方法等の検討をお願いしたい。

A10 索道を設置できる事業者数が減少している中で、事業者数やその見積額に地域差があることから、索道の単価にあっては各署等において賃料の見積を徴し、分解型バックホウの単価にあっては損料によってそれぞれ積算を行っていますが、これらについては実際の単価と乖離しており実施困難とのご指摘を頂いてきています。

このため、今後、索道設置や分解型バックホウの分解・組立等の単価については、森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け林野計第133号）のみならず、見積単価、地方公共団体における実績等からも検討することとし、より現状に即した積算となるよう取り組んで参ります。

Q11 林道工事等における支障木の処理について、積算の中で伐開費用のみ見込まれているが、その他の処理経費も発生することから苦慮しており、積算の検討をお願いしたい。

A11 支障木は、原則として事前に収去することとしていますが、事前収去が困難な場合には、工事請負業者に販売することになっています。しかしながら、支障木の状況から販売の対象とならない場合には、工事費の中で伐開・片付けを含めた積算を行い、現地の状況によっては、玉切、集積、運搬、廃棄等の必要な経費を見込むことができるようになっていきます。

今後、この制度を適切に運用してまいりますので、必要に応じて、監督員等と協議していただきますようお願いいたします。



島根森林管理事務所の国有林治山事業箇所（今山）におけるコンクリート打設状況



Q12 林業専用道の設計指針はあるが、管理基準はあるのか、教えて欲しい。

A12 林道専用道の施工管理基準は、林道工事標準仕様書及び施工管理基準に基づき実施しています。なお、林道工事標準仕様書及び施工管理基準は局HPに掲載していますので、ご確認ください。アドレスは、次のとおりです。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/pdf/rs-tokekomi-h25.pdf>

Q13 林業専用道の検査基準の緩和をお願いしたい。

A13 林業専用道については、これに適合するように緩和された出来高管理基準に基づき検査を行うこととしております。出来高管理基準等は、特記仕様書に記載されていますので、ご確認ください。

なお、一層の緩和が必要なものに関する具体的なお意見を頂ければ検討して参ります。

Q14 既設林道等の中で幅員が狭い箇所がある場合、改良工事等を実施し幅員を確保してほしい。

A14 既設林道のカーブの拡幅等が必要な場合は、林業専用道新設工事等と併せて、当該林道等の改良工事を実施しているところであり、工事実施中等に既設林道の改良の必要性が認められた場合に、個別に監督員へ協議又は森林管理署等へ提案していただきますようお願いいたします。

今後とも、林道の安全走行等に必要な改良工事については、着実に実施して参ります。



広島森林管理署の野呂山林業専用道の敷砂利の出来形管理の状況



## そ の 他

Q15 森林管理署等レベルでの技術的な意見交換会を持って欲しい。

A15 近年、森林管理署等单位での技術的な意見交換会は開催してきていませんが、技術力向上等の観点から、各署等における技術的な意見交換は重要なものと認識しており、今後は、各署等の実態に応じ適切に実施することとしています。

Q16 国交省が行っているワンデーレスポンスの導入を検討してはどうか。

A16 当局にはワンデーレスポンス制度そのものはありませんが、日頃から事業者の方々からの質問等に対しては、早めの回答に努めているところです。しかしながら、森林管理署等で判断できない質問があった場合は、森林管理局等に相談の上、回答することとなり、結果的に時間を要している場合もあるため、ご迷惑をおかけしているところです。

今後、事業者の方々から質問、問合せ等があった場合、①その日のうちに回答するよう努めること、②明確な回答が困難な場合は、検討に要する日数や検討状況を適宜連絡するとともに、早期に対応することに努めて参ります。



### お問い合わせ先

〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75  
近畿中国森林管理局

総務企画部経理課  
TEL:06-6881-3446

計画保全部 治山課  
TEL:06-6881-3487

森林整備部 森林整備課  
TEL:06-6881-3512

